

金文通解

聞尊

三輪 健介

キーワード 西周金文 尊 蔑歷 采邑 師氏 職務の考査

二〇一五年)

器名 鬲尊 (①張光裕)・聞尊 (④董珊)・罍尊 (②一蟲)・鬲尊 (⑩

考釋

蔣書紅)・鬲尊 (⑬高澤浩一)

①張光裕「新見樂從堂鬲尊銘文試釋」(張光裕・黃德寬主編『古文字

時代 西周中期偏早 (④董珊)・西周中期前段 (吳鎮烽)

學論稿』安徽大學出版社, 二〇〇八年)

出土 不明

②一蟲「新見古文字資料介紹(一)——樂從堂藏『罍尊』」(復旦大學出土

收藏 樂從堂(臺北・個人藏)

文獻與古文字研究中心網站, 二〇〇八年四月十三日發布)

著錄

③張光裕「對鬲尊銘文的幾點補充」(復旦大學出土文獻與古文字研究

①張光裕「新見樂從堂鬲尊銘文試釋」(張光裕・黃德寬主編『古文字

中心網站, 二〇〇八年四月二十三日發布)

學論稿』安徽大學出版社, 二〇〇八年四月)

④董珊「讀聞尊銘」(復旦大學出土文獻與古文字研究中心網站, 二〇〇八年四月二十六日發布)

吳鎮烽編『商周青銅器銘文暨圖像集成』(上海古籍出版社, 二〇一二年)

⑤陳英傑「讀金瑣記(一)」(復旦大學出土文獻與古文字研究中心網站, 二〇〇八年六月十日發布)

⑥何景成「從金文看西周職官的考績制度」(復旦大學出土文獻與古文字研究中心網站、二〇〇八年七月一日發布)

<http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/466>

⑦蔣書紅・張雙喜「女母又一不聞蔑曆」新解」(『和田師範專科學校學報』二〇〇九年第五期)

⑧蔣書紅「聞尊銘文考釋」(『中國歷史文物』二〇一〇年第三期)

⑨趙成傑「聞尊銘文集釋」(復旦大學出土文獻與古文字研究中心網站、二〇一一年六月二十九日發布)

<http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/1572>

⑩蔣書紅「聞尊新解」(復旦大學出土文獻與古文字研究中心網站、二〇一一年九月十七日發布)

<http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/1652>

⑪張崇禮「釋聞尊銘文中的“貞”字」(復旦大學出土文獻與古文字研究中心網站、二〇一二年三月九日發布)

<http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/1799>

⑫李春利「聞尊銘文與西周時期的采邑制度」(『南方文物』二〇一二年第二期)

⑬高澤浩「編」近出殷周金文考釋 第四輯 出土地未詳編」(研文出版、二〇一五年)

他に陳黎「聞尊銘文與包山「疋獄」文書之性質」(『長江・三峽古文字學術檢討會暨中國先秦史學會第九屆年會論文集』「電子書」、重慶出版社、二〇一一年五月)があるようだが、未見。

また、上記①張光裕の拓本の他、③張光裕には銘文のカラー寫眞、⑩蔣書紅發表のウェブサイトの「學者評論」には某氏提供のカラー寫眞(二〇一七年二月二十八日確認)、④董珊・⑩蔣書紅・⑬高澤浩一にはそれぞれの執筆者の模本が載っている(⑬高澤浩一は浦野俊則氏作成の模本)。

略稱

集成 中國社會科學院考古研究所編『殷周金文集成(修訂增補本)』(中華書局、二〇〇七年)

新收 鍾柏生・陳昭容・黃銘崇・袁國華編『新收殷周青銅器銘文暨器影彙編』(藝文印書館、二〇〇六年)

近出二 劉雨・嚴志斌編著『近出殷周金文集錄二編』(中華書局、二〇一〇年二月)

圖像集成 吳鎮烽編『商周青銅器銘文暨圖像集成』(上海古籍出版社、二〇一二年)

合集 郭沫若主編・中國社會科學院歷史研究所編『甲骨文合集』(中華書局、一九七七〜一九八二年)

通釋 白川靜『金文通釋』(白川靜著作集別卷、平凡社、二〇〇四年) (二〇〇五年)

銘文選 馬承源主編『商周青銅器銘文選』(一) (四) (文物出版社、一九八六〜一九九〇年)

器制

①張光裕によると、高さ23cm、口径18cm。口縁は廣くて大きく、頸下の周りには二つずつ相對する長尾鳳鳥紋を飾り、その前後には角獸首が各々一つ現れている。腹は凹凸や飾りがなく、外に膨れており、圈足は弦紋を二道飾っているという。



聞尊器影 (①張光裕より引用)



聞尊銘文拓本 (吳鎮烽『商周青銅器銘文暨圖像集成』11810より引用)

銘文

器内底に九行七十一字

佳(唯)十月初吉辰才(在)庚午師

多父令(命)蠱(聞)于周曰余學(效)

事女(汝)毋不善貞(胥)朕采

田外臣僕女(汝)毋又(有)一不

錫(聞)蔑(蔑)曆(歷)易(賜)馬乘盞(象)

官(悞)二蠲(聞)捧(拜)頤(稽)首凱(揚)

對朕皇尹休用乍（作）朕

文考寶宗彝孫

子其邁（萬）年永寶

佳（唯）十月初吉、辰才（在）庚午、師多父令（命）蟲（聞）于周曰、

ある年の十月初吉の庚午の日に、師多父が周において聞に命令を下したことをいう。

「辰才（在）庚午」について、このような記述の仕方は「唯八月初吉、辰才（在）乙卯」（旂鼎、集成 2670・西周早期）等、金文に習見する。

「師多父」は本器が初出。⑧蔣書紅は、「師多父」は金文と傳世文獻中ではわずかにこの一見のみであるが、紋述から推測すると、自己の食采「田」（以下、各研究者の説を引用する際、「田」字の上の文字は各研究者の使用する文字で記述する）を保有する卿あるいは大夫に属すという。⑩蔣書紅は、師多父は最低でも卿・大夫以上の等級の人物であるが、諸侯に属す可能性はとて小さいという。

⑨趙成傑は、金文中に常見する「師某父」の事例を挙げ、「某」部分にはその人物の名が入るといふ。そして、金文を調べると「師多父」（伯多父簠、集成 4368～4371・西周晚期）・「多公」（沈子也簋蓋、集成 4330・西周早期）等を發見することができ、総合的に分析すると、「多」は人名であり、比較的地位のある卿あるいは大夫であるという。

⑫李春利は、「師」は官職の稱で、ここでは官を氏としており、「多父」はその字であるという。銘文中に反映する状況より見てみると、師某父は低級武官の職で、その多くが對外戰爭に參與しているといい、これにより「師多父」の身分はそれと同様に低級武官であると考えている。

このように、「師多父」の身分は卿・大夫という説と、低級武官であるという説とがある。下文より、師多父は采邑を保有していることが分かり、「師某父」と「采」の関係について考察する上で重要となるため、その身分について確認しておきたい。

張亞初・劉雨兩氏は金文に見える職官としての師の職掌について、①軍事長官、②行政長官、③教育方面の長官、の三つに大きく分けている（張亞初・劉雨『西周金文官制研究』中華書局、一九八六年）。師は軍事・行政・教育というかなり幅の広い職掌を擔っているように見える。また、金文には本銘の「師多父」をはじめとする「師某父」の他、「師同」（師同鼎、集成 2779・西周晚期）や「師旂」（師旂鼎、集成 2809・西周早期或中期）等のような「師某」という名稱が見られる。これら「師某父」や「師某」の「師」が一體何を表しているのか、「師氏」とどのような関係にあるのかについて議論がある。この議論については、楊寬「論西周金文中“六自”“八自”和鄉遂制度的關係」（『考古』一九六四年第八期）・于省吾「關於“論西周金文中“六自”“八自”和鄉遂制度的關係”一文の意見」（『考古』一九六五年第三期）・白川靜「釋師」（『白川靜著作集別卷 甲骨金文學論叢』上、平凡社、二〇〇八年）・木村秀海「西周官制における「師」」（『東方學會創立

五十周年記念『東方學論集』東方學會、一九九七年）等を参照。

李峰氏は、「師」は人名と一緒に使用する時、師氏の簡稱であるという。そして、この「師」はその者が過去に軍隊の「將領」あるいは「將軍」を擔當したことを指しており、職官の名稱ではなく、過去の經歷を代表しており、従って個人の資格を表している可能性を指摘する（李峰著・吳敏娜等譯『西周的政體——中國早期的官僚制度和國家』生活・讀書・新知三聯書店、二〇一〇年、226～228頁）。

李峰氏の説に従うと、「師某」「師某父」の職掌が多岐にわたることを理解することができる。次に「師氏」について、本器と關係する事柄を補足しておく。

仲枅父鬲（集成746～752・西周中期）

佳（唯）六月初吉、師湯父有嗣（司）中（仲）枅父乍（作）寶鬲……

【唯れ六月初吉、師湯父の有司仲枅父、寶鬲を作る。……】

仲枅父鬲には師湯父の「有嗣」（有司）であるを仲枅父という人物を確認することができる。仲枅父は師湯父の下で何らかの働きを行う官吏のような者であるといえる。

また、「師某」「師某父」が土地を持っていたことを記す金文がある。

師永孟（永孟）（集成10322・西周中期）

佳（唯）十又二年、初吉丁卯、益公内（入）即命于天子、公迺出阜

（厥）命、易（賜）畀（畀）師永阜（厥）田澮（陰）易（陽）洛、疆（疆）眾師俗父田、阜（厥）眾公出阜（厥）命、井（邢）白（伯）・艾（榮）白（伯）・尹氏・師俗父・趙（遣）中（仲）、公迺命酉（鄭）嗣社（徒）函（函）父・周人嗣工眉（展）・致史・師氏・邑人奎父・畢人師同、付永阜（厥）田、阜（厥）達（率）舊、阜（厥）疆（疆）宋句……

【唯れ十又二年、初吉丁卯、益公、入りて命を天子に即く。公、迺ち厥の命を出だし、師永に厥の田を陰陽洛に畀賜ひ、疆は師俗父の田に眾ぶ。厥の公と厥の命を出だすは、邢伯・榮伯・尹氏・師俗父・遣仲なり。公、迺ち鄭嗣徒函父・周人嗣工展・致史・師氏・邑人奎父・畢人師同に命じて、永に厥の田を付せしむ。厥の率あるは舊、厥の疆するは宋句なり。……】

師永孟には師永が「陰陽洛」の田を周王より賜り、その賜った田の疆界は「師俗父田」に及んだことが記されている。師永・師俗父のような「師」を冠する者も、その經濟基盤となる土地を周王より與えられていたことが分かる。

本器においても「師多父」は田地を持ち、「聞」という配下を持つという点から、⑫李春利のように低級武官と考えるよりは、卿・大夫級の者と考えるのが無難であろう。

二行目第四字は、文字の隸定は研究者によって異なるが、「聞」と釋す點は一致している。「聞」と考えられる字は本器中には三箇所見

られ、二行目第四字（以下、第一形という）の他に、五行目第一字（以下、第二形という）・六行目第三字（以下、第三形という）があり、それぞれ字形がやや異なる。

①張光裕は、一つ（筆者注：第一形）は二虫（筆者注：二虫の誤り）に従い、一つ（筆者注：第三形）は省略して虫に従い、別の一つ（筆者注：第二形）は「𪛗」と書くといい、銘文の釋文では第一形を「𪛗」^{〔𪛗〕}とし、第二形・第三形を「聞」としている。

②一蟲は、器主名の位置（筆者注：第一形と第三形）には二つの形態が出現し、①張光裕は繁簡體の關係であると認めるが、詳細に後の一形（筆者注：第三形）を調べると恐らくまた二虫に従うと指摘する。ただし拓片が明らかではないことにより、隸定は行わず、器名を「𪛗尊」としている。また、第二形は固有名稱ではなく、一般的に「聞」字である可能性が高いという。器名の「𪛗」上の「□」は隸定を行わず、假にそのようにしていると思われる。

④董珊は、第二形より、この字を「聞」と釋すことは疑いなく、聞爵（集成 383・西周早期）の「聞」字^{〔𪛗〕}もまた虎頭人と耳に従い、これと大體同構であるという。そうであるならば、『説文』の二虫は昆と讀み（筆者注：𪛗・昆の音は文部）、一虫は虺と讀み（筆者注：𪛗・虺の音は微部）、かつこれらは「聞（𪛗）」と音が近く（筆者注：聞の音は文部）、聲はみな喉音で、韻は微文對轉であり、虫・𪛗は加注聲符と解釋するのが比較的好いと考えている。第一形の虎頭の下部分は、もと足を帯びた「𪛗」形であり、鑄造はよくなく、かつこの形の「耳」に従わない理由は、二虫（昆）を加えて聲符としたからで

あるとしている。

⑥何景成は、第一形と第三形の「聞」字は、字形上いずれも「虫」形を帯びており、第二形の「聞」字が虫に従わないのは、一種の意識ある區別である可能性があり、第二形の「聞」字は人名として使用されていないと考える。

⑩蔣書紅は、第一形と第三形は器主名で、寫法は實際には同じであり、「𪛗」と隸定することができ、第二形は普通動詞「聞」であり、寫法は第一形・第三形と區別があり、「𪛗」と隸定することができるといふ。そして、器名は「𪛗尊」と稱すべきであると考えている。また、「𪛗」字中の「𪛗」は聲符であり、「𪛗」は意符であるため（筆者注：「𪛗」は意符、「𪛗」は聲符の誤りであろう）、この字は「𪛗（聞）」と讀むことができるとしている。

圖像集成は、第一形を「𪛗」、第二形を「𪛗」、第三形を「𪛗」と隸定し、すべてを「聞」と釋す。③高澤浩一は、浦野俊則氏の説に従いすべての字形を「𪛗」としている。

以上の各説を検討してみると、②一蟲は第三形も二虫（𪛗）に従うと考えているが、③張光裕の銘文寫眞では一虫しか確認することができない。第一形と第三形は銘文内容から考えると諸家のいうように人名であり、①張光裕の指摘するように同一字の繁體・簡體であろう。第二形と第三形は「虫」形の有無という違いはあるが、その他は字形が近い。第二形は、②一蟲・⑥何景成・⑩蔣書紅は人名ではなく、動詞であると考え、「虫」形の有無により人名と動詞の區別を行ったと考えている。ただし、本器のように同一銘文で同一人物が異なった字

形で書かれる事例は、罍鼎（集成388・西周中期）の「𠩺」「𠩺」「𠩺」という人物に見られるため、人名と動詞とを區別するために字形を變えたのかについては疑問である。第二形の意味については該當部分で取り扱うことにするが、先に結論を述べておくと、動詞であると考えられる。本稿では、圖像集成のそれぞれの字形に近い隸定に従い、第一形を「蠱」、第二形を「𠩺」、第三形を「𠩺」とし、すべてを「聞」と釋す。以下、各研究者の説を引用する際、「聞」字は各研究者の使用する文字で記述する。

周について、⑫李春利は今の岐山周原であるという。尹盛平氏によると、周は宗周・成周とは別地で、周原の地であるという（尹盛平「試論金文中的“周”」『陝西省考古學界第一屆年會論文集』考古與文物叢刊、一九八三年。同『周文化考古研究論集』文物出版社、二〇一二年所收）。角道亮介氏は尹盛平氏の周は周原、宗周は鎬京に當るという説の問題点を指摘し、宗周と周で行われる行爲を検討する。そして、兩者の性格が近く、「周」と「宗周」が同一銘文上に登場しないことから、これらは同一地點の別稱である可能性が高いという。西周時代における祭祀行爲の中心は現在の周原一帯に存在し、そこは周・宗周と稱される地域であったと考えている（角道亮介『西周王朝とその青銅器』六一書房、二〇一四年、161～178頁參照）。周は陝西省寶鶏市扶風・岐山一帯の周原と考えておくが、周と宗周が同一地であるのかどうかについては、判断を保留しておく。

余學（效）事、女（汝）母不善。貞（胥）朕采田・外臣僕、女（汝）母又（有）一不𠩺（聞）。

「余學事」以下、「女母又一不𠩺」までの部分は師多父の間に對する發言内容である。「余學事」について、「余」は師多父の自稱である。「學事」については、解釋が分かれている。

①張光裕は、「學」はもとも学習の「學」と讀むことができ、語氣上より「學」は「斲」と讀むべきであり、それには「教」義があるという。そして、古書中の「教」と「斲」の用法はしばしば同じであり、靜簋（集成373・西周早期）銘文「王以……邦君射于大池、靜學無斲」【……大池に射し、靜、學_をふるること斲無し】（「王以……邦君」部分は解釋が多くあるため訓讀は省略する）の「學」も「斲」と讀むという。師多父は自ら「教」事を擔うと言い、故に甞に訓戒して「女母不善」ということができたと考えている。

④董珊は、「學」は「效」と讀み、意味は「考效」で、「效事」は「考效事功」（功績等を調べる）であるという。

⑥何景成は、「事」は政事・職事であると考え、④董珊が「學」を「考效」の「效」とするのは、銘文の内容に符合するが、「效事」の事は「職事」と解釋するべきであるという。銘文中の「效事」は聞の職事を審査することであるとす。

⑩蔣書紅は、拓本と寫真中の「學」字はみな明らかではなく、しばらく「學」字であると考えられている。そして、④董珊が「學」を讀んで「考效」の「效」とするのは、①張光裕が「教訓」の「斲」と

讀むことに比べて、適當であるという。また、令鼎（集成2803・西周早期）に見える「小子乃學」を楊樹達は孫詒讓に従い「效」と讀み、「驗」と釋すことから（筆者注：楊樹達氏の原文は「學者、孫詒讓云、『當讀爲效。尚書大傳云、學、效也。』（拾遺下拾陸）今按孫讀是也……荀子議兵篇云、『臣請遂道王者諸侯彊弱存亡之效。』【臣請ふ、遂に王者諸侯の彊弱存亡の效を道はん。】楊注云、『效、驗也。』（楊樹達『積微居金文說（增訂本）』科學出版社、一九五九年）、「驗」は考核（審査する）・檢驗（検査する）であると考えている。

⑫李春利は、金文中の「學」字の用法について、
一、「效」と讀む。（令鼎（集成2803・西周早期））

二、小學を指し（大孟鼎（集成2837・西周早期）・師鬲簋（集成4324・4335・西周晚期）銘文「小學」、また、大學を指す（靜簋（集成4273・西周早期）銘文「學宮」）。

三、「教」の意。（靜簋銘文「靜學無」^マ（筆者注：「靜學」もしくは李氏の釋文にいう「靜學無罪」の誤り））

四、「習」の意。（靜簋銘文「學射」）
の四つを挙げ、本器銘文の「學」は「教」の意であるという。また、「事」は『説文』に「職也。」「國語」魯語上「卿大夫佐之受事焉。」「【卿大夫、之を佐けて事を受く。】の韋昭注に「事、職事也。」というとして、「職」「職事」の意にとっている。そして、この部分を「我擔任教之職」というように、師多父が「教之職」を擔當したと考えている。

「余學事」の次の言葉である「女母不善」は、①張光裕は訓戒の言葉という。④董珊は前後の二つの小句（筆者注：董珊氏の釋文にいう

「余學（效）事、女（汝）母不（無）善。貞（胥）朕采達（？）田。外（設）臣僕、女（汝）母（無）又（有）一不（否）。」の部分のことをいうと思われる）に述べるところはいずれもすでに發生した事柄であり、その功状を論じているため、それらは二重否定を用いて強い肯定語氣を表していると考ええる。この部分は「聞には不善がなかった」と考えるようである。

ここまで「余學事、女母不善」の各研究者の説を確認してきたが、以下、この部分を考えてみたい。

行論の都合上、「女母不善」から見ていく。この句は金文中に數例、類似するものがある。

諫簋（集成4285・西周晚期）

……王乎（呼）内史年册命諫曰、先王既命女（汝）鞫嗣王有（圉）、女（汝）某（謀）不又（有）昏、母敢不善、今余佳（唯）或（有）嗣（嗣）命女（汝）、易（賜）女（汝）攸（筮）勒……
【……王、内史年を呼びて諫に册命せしめて曰はく、先王既に汝に命じて王圉を鞫嗣せしめ、汝、謀りて昏有らず、敢へて不善あること母し。今、余唯れ嗣ぎて汝に命ずること有り。汝に筮勒を賜ふ。と。……】

善夫山鼎（集成2825・西周晚期）

……王乎（呼）史奉册令（命）山、王曰、山、令（命）女（汝）官嗣飲獻人于曷、用乍（作）寗（憲）司貯、母敢不善、……

【……王、史華を呼び册命せしむ。王曰はく、山よ、汝に命じて飲獻人を冕に官嗣し、用て憲を作り貯を司らしむ。敢へて不善あること母かれ。……】

卯簋蓋（集成4327・西周中期）

……爰（榮）白（伯）乎（呼）令（命）卯曰、載（載）乃先且（祖）考死嗣爰（榮）公室、昔乃且（祖）亦既令（命）、乃父死嗣爰人……今余非敢夢先公又（有）權（進）榘（退）、余懋再（稱）先公官、今余佳（唯）令（命）女（汝）死嗣爰宮・爰人、女（汝）母敢不善……

【……榮伯、呼びて卯に命せしめて曰はく、載め乃の先祖考、榮公の室を死嗣す。昔、乃の祖も亦た既に命ぜられ、乃の父も爰人を死嗣す。……今、余、敢へて先公の進退すること有るに夢に非ず、余、懋めて先公の官を稱ぐ。今、余唯れ汝に命じて爰宮・爰人を死嗣せしむ。汝敢へて不善あること母かれ。……】

師獸簋（集成4311・西周晚期）

佳（唯）王元年正月初吉丁亥、白（伯）師父若曰、師獸、乃且（祖）考又（有）彝（勛）于我家、女（汝）有佳（雖）小子、余令（命）女（汝）死我家、鞫嗣我西扁（偏）・東扁（偏）、僕・駘（馭）・百工・牧・臣妾、東（董）載（載）内外、母（母）敢否（不）善……

【唯れ王の元年正月初吉丁亥、伯師父若く曰はく、師獸よ、乃の祖考、我が家に勛有り。汝、有た小子と雖も、余、汝に命じて我が家を死

め、我が西偏・東偏、僕・馭・百工・牧・臣妾を鞫嗣し、内外を董裁せしむ。敢へて不善あること母かれ。……】

虎簋蓋（新收633¹・1874・西周中期）

……王乎（呼）入（内）史曰、册令（命）虎曰、飗（載）乃且（祖）考事先王、嗣虎臣、今命女（汝）曰、更（賡）乃且（祖）考、疋（胥）師戲、嗣走馬駘（馭）人眾五邑走馬駘（馭）人、女（汝）母敢不善于乃政……

【……王、内史を呼びて曰はく、虎に册命せよ、と。曰はく、載め乃の祖考、先王に事へ、虎臣を嗣る。今、汝に命じて曰はく、乃の祖考を賡ぎ、師戲を胥けて、走馬馭人眾及び五邑走馬馭人を嗣れ。汝敢へて乃の政に不善あること母かれ。……】

以上の事例を見ると、諫簋の「先王は汝に王圉を司ることを命じたが、汝には不善がなかった。今、（先王を）嗣いで汝に命じる」というように、過去を振り返り「不善がなかった」として使われる場合と、善夫山鼎・卯簋蓋・師獸簋・虎簋蓋のように職務を與えて戒めの言葉として「汝には」不善があつてはいけない」という二通りの使われ方をしている。聞尊においては、過去を振り返る場合は「汝、不善あること母し（もしくは「母かりき」）、職務を與えた後であれば「汝、不善あること母かれ」と訓讀できる。

次に、「余學事」について考えてみる。上述の「女母不善」の類似例を確認すると、その言葉の前の内容は、僅か五例ではあるが、全て

が職務に關係していることが分かる。このことは、「余學事」の「事」は⑥何成景・⑫季春利の指摘するように、「職事」「職務」のことを表している可能性が高い。

西周金文中、「事」が職事・職務の意味で使われる事例は複数あるが、一例を挙げると、

呂服余盤（集成 10169・西周中期）

……王曰、服余、令（命）女（汝）更（廢）乃且（祖）考事、疋（胥）備中（仲）、嗣六白（師）服……

【……王曰はく、服余よ、汝に命じて乃の祖考の事を廢ぎ、備仲を胥けて、六師の服を嗣らしむ……】

というように記述される。ただし、呂服余盤や本器を含めた「事」の職事内容は抽象的であり、具體的な内容までは分からない。

「學」については上述したように、「教」と考える説（①張光裕等）と「效」と考える説（④董珊等）の二説がある。文脈から考えると、「效」と考える方がよいと思われる。「效」は、『廣雅』釋言に「效、考也。」のように「考」の意があり、また先に述べた『荀子』議兵篇の楊倞注『效、驗也。』のように「驗」の意がある。これらから考えると、本器の「效」は「考查する」の意であろう。

以上より、「女（汝）母不善」は過去の事を述べていると考えられ、「余學（效）事、女（汝）母不善。」は「余（師多父の自稱）は（聞の）職務を考查し、汝（聞）には不善がなかった」という意であろうと思

われる。

三行目第六字は、①張光裕は未釋で、諸文意を推し量ると協助の意があるとしている。すなわち、師多父が聞に職掌を協助して田土及び外臣僕を管理させると解している。④董珊は、この字を「貞」と隸定し、「戸」聲に従うという。『説文』に「既、齎財卜問爲既。从貝、疋聲。讀若所。【既、財を齎し卜問するを既と爲す。貝に従ひ、疋聲。讀むこと所の若し。】とあり、「所」は「戸」聲に従うことから、「貞」を「胥」と讀む。そして、金文の「胥」字は助と訓じるといふ。⑧・⑩蔣書紅は、董珊氏の「貞」と隸定して、「胥」と讀むことは正しいとしながらも、助・協助と訓じることが適當ではなく、これには看・觀察・考察・監視の類の意味があるという。これにより、「胥」はここでは監視管理・監管（監督管理）とすることができると考える。⑪張崇禮は、「貞」を「胥」と讀むことは、語音上の問題はないといひ、⑧・⑩蔣書紅の説を證據が缺乏していると否定して、「貞」を「護」と讀むべきであると考えている。すなわち、「貞」は「戸」聲に従い、匣紐魚部に屬し、「護」は「夔」聲に従い、匣紐鐸部に屬す。古の護・戸は通用すると考え、銘文中の「護」は監督・統轄と訓じらるべきであるという。⑫季春利は、陳黎氏の「貞」字は「主司・治理」と解釋するべきであるという説（前掲、陳黎「聞尊銘文與包山「疋獄」文書之性質」）に従う。


④董珊以降の諸家はこの字を「貞」と隸定し、「胥」と讀むことに従うが、その意味については一致しない。「胥」は、先に引用した虎

簋蓋に「疋(胥) 師戲、嗣走馬駘(馭) 人眾五邑走馬駘(馭) 人」、呂服余盤に「疋(胥) 備中(仲)、嗣六白(師) 服」といい、また、弭叔師察簋(4253・4254・西周晚期)に「王乎(呼) 尹氏册命師察、易(賜) 女(汝) 赤鳥・攸(筮) 勒、用楚(胥) 弭白(伯)」「王、尹氏を呼び師察に册命せしむ。汝に赤鳥・筮勒を賜ふ。用て弭伯を胥けよ、と。」というように、別に「疋」字もしくは「楚」字を「胥」と讀む事例が既に存在しており、本器のように「貞」を「胥」と讀む事例は現在のところ他には存在しないようである。虎簋蓋等の事例は④董珊にいうように、「助」の意味として用いられている。本稿でも④董珊に従い「貞(胥)」と讀むことにするが、「助」義であると考えたと文意が通じない。「胥」には「助」義の他に、『爾雅』釋詁「艾・歴・覲・胥、相也」の邢昺疏に「皆謂相視也」【皆相視るを謂ふなり】といい、また、『詩經』大雅・公劉「于胥斯原、既庶既繁」【于に斯の原を胥れば、既に庶く既に繁し】の毛亨傳に「胥、相也」といい、『管子』君臣上「胥令而動者也。」「令を胥て動く者なり。】の尹知章注には「胥、視也」というように、「視」義がある。この義と文脈から考えると、蔣書紅氏のいわれるように「管理する」「監督する」ことであると考えられる。

「朕采田・外臣僕」の「朕」は師多父の自稱である。

「朕」の次の文字である三行目第八字は、①張光裕は「采」字ではないかと疑うが、この字と一般的な金文に見える「采」字の寫法はやや異なるという。④董珊はこの字を「采」であると考え、金文は助と訓じる「胥」字の後には、一般的に再び「主管」の意義を表示する「司」

が必要となるため、尊銘の「采」「外」はいずれも動詞であると考え。そして、「采」には「管理」の類の意味があるという。

この字は諸家のいわれるように、「采」と讀んで問題はないと思われる。本器のこの字の上部は「爪」に従わないようであるが、靜鼎(新收1795・西周早期)に拓本が明確ではないながらも「采」字が二箇所見え、その五行目第九字が本器の「采」字の寫法に近い。甲骨文字においては、「……采于丁卯……」(合集38290)の「采」字が左右反轉しているが、と書かれ、上部が「爪」に従わず、寫法も近い。「采」については、人名を除くと次の銘文に見える。

中方鼎(集成2785・西周早期)

佳(唯) 十又三月庚寅、王才(在) 寒師(次)、王令(命) 大史兄(覲) 曩土、王曰、中、茲曩人入史(事)、易(賜) 于斌(武) 王乍(作) 臣、今兄(覲) 界(界) 女(汝) 曩土、乍(作) 乃采

【唯れ十又三月庚寅、王、寒次に在り。王、大史に命じ曩土を覲らしむ。王曰はく、中よ、茲の曩人、入りて事へ、武王に賜はりて臣と作る。今、汝に曩土を賜り界ふ。乃の采と作せ、と。……】

趙卣／尊(集成5702／5992・西周早期)

佳(唯) 十又三月辛卯、王才(在) 卣、易(賜) 趙采、曰趙、易(賜) 貝五朋……

【唯れ十又三月辛卯、王、卣に在り。趙に采を賜ふ。趙と曰ふ。貝五朋を賜ふ。……】

靜鼎 (新收 1795・西周早期)

佳 (唯) 十月甲子、王才 (在) 宗周、令 (命) 師中眾靜省南或 (國) □、𠄎 (設) 立 (居)、八月初吉庚申、至、告于成周、月既望 (望) 丁丑、王才 (在) 成周大室、令 (命) 靜曰、嗣 (嗣) 女 (汝) 采、嗣才 (在) 兪 (曾)・噩 (鄂) 白 (師)、王曰、靜、易 (賜) 女 (汝) 鬯・旂・市・采罍、曰用事……

【唯れ十月甲子、王、宗周に在り。師中と靜とに命じて南國□を省し、居を設けしむ。八月初吉庚申、至り、成周に告ぐ。月既望丁丑、王、成周の大室に在り。靜に命じて曰はく、汝の采を嗣ぎ、曾・鄂に在るの師を嗣れ、と。王曰はく、靜よ、汝に鬯・旂・市・采罍を賜ふ、と。曰はく、用て事へよ、と。……】

これら「采」に関する事例は、いずれも傳世文獻に見える「采邑」の「采」のことであろう。中方鼎は「臺土」を采として與えられ、趙卣／尊は「趙」という名の采を與えられ、靜鼎では「采罍」、すなわち「罍」という名の采を與えられている。本器の「采罍田」は靜鼎の「采罍」に類似した記述のされ方である。以上のように、金文において「采」を動詞として用いる事例は現在のところ存在せず、④董珊のように「采」を動詞と考えることは難しい。

【罍田】の「罍」について、①張光裕は、偏旁は月に従い、散氏盤 (集成 0176・西周晚期) には「牯田」という言葉があるが、未だ指すところは明らかではないという。④董珊は「達」字ではないかと疑っ

ている。⑧蔣書紅は、④董珊の説を金文中の「達」字とは明らかに異なるかと否定し、それは某田地の名稱を指し、固有名詞に屬すが、對應する字はないため、隸定せずに模出した「𠄎」とするべきであると考える。⑩蔣書紅は、①張光裕の模文「𠄎」と④董珊の模文「𠄎」を比較し、拓片を調べ合わせると①張光裕の模文がよいというが、隸定を行っていない。

⑫李春利は、この字は𠄎に従い、腕にかせをする道具の形である卒に從っているため、「瘠」と隸定するべきであるという。李氏はこの字を解釋するに当たって、散氏盤の「牯田」を、王輝氏は「原田」で高燥田を指すといい (王輝『商周金文』文物出版社、二〇〇六年「散氏盤」)、馬承源氏は「𠄎田」であり、「𠄎」は『詩經』周頌・載芣の鄭玄注に「𠄎謂舊田有徑路者。【𠄎は舊田の徑路有る者を謂ふ。】とある (銘文選四二八、「散盤」ということから、田の前の字は「某性質之田」であると考えている。そして、『説文』に「卒、所以驚人也、从大从羊。一曰、大聲也。【凡卒之屬皆从卒。】一曰、讀若瓠。一曰、俗語以盜不止爲卒、讀若籥。【卒、人を驚かす所以なり、大に从ひ羊に从ふ。一に曰はく、大聲なり。【凡そ卒の屬は皆卒に从ふ。】一に曰はく、讀むこと瓠の若し。一に曰はく、俗語に盜の止まざるを以て卒と爲し、讀むこと籥の若し。】 (□) 部分は筆者補足) といい、于省吾氏は、卒は籥の本字であり、籥は後起の代字であるという。『説文通訓定聲』には「籥、箝也。从竹爾聲。【籥、箝なり。竹に从ひ爾聲。】とあり、爾と籥は相通じるといい、その事例として『詩經』邶風・谷風の「不遠伊邇【遠からず伊れ邇し】」等、數例を擧げている。よって、

「瘠田」は采に近い田を指し、采と田は分離して離れていることが分かるとしている。

「田」字の前の文字がその田の名を表していると考えられる事例として、揚墓（集成4294、4295・西周晚期）に見える「量田」と令鼎（集成2803・西周早期）に見える「謀田」があり、⑩李春利のように「田」の性質をいうと考える必要はない。また、前述したように靜鼎の「采罍」と類似した記述であり、「采罍田」で一語であろう。ただし、この字を「達」もしくは「瘠」と隸定することは、判断が難しい。「田」の名を表す字であり、文脈から判断することも難しいため、「罍」字の隸定は保留にしておく。

次の句である「外臣僕」は「采罍田」とどのような関係にあるのかについても問題となる。そしてこの問題は、「貞（胥）朕采罍田外臣僕」部分全体の解釋と関わってくる。

⑩蔣書紅は、このの断句は「貞朕采罍田外臣僕」とすべきであるという。この一句の意味は、師多父が罍に命じて師多父の食采罍田の周圍付近に居住する農夫を監督管理させたと考える。⑫李春利は、「貞（胥）朕采瘠田・外臣僕」と読み、その語法構造は金文中の「嗣」字と相似しているという。そして、「嗣」字の用例を確認し、「嗣」字の後はいずれもその賓語であり、しかもその後には決してその他の動詞は出現しないことにより、「貞」字の後の賓語である「采」「瘠田」「外臣僕」は並列の関係であるという。

諸家の主な断句をまとめると、（釋文は各研究者のものを記す）

一、「**朕**朕采**罍**田・外臣僕」（①張光裕の釋文と断句。②一蟲と⑥何

景成は釋文は異なるが断句は同じ。）

二、「貞（胥）朕采達（？）田・外（設）臣僕」（④董珊。一と同じ断句であるが、「采」「外（設）」を動詞とする）

三、「貞（胥）朕采**罍**田外臣僕」（⑩蔣書紅）

四、「貞（胥）朕采瘠田・外臣僕」（⑫李春利。「采」「瘠田」「外臣僕」は並列の関係であるというが、このように断句する）
の四説を擧げることができる。

「外臣僕」について確認すると、①張光裕は、それは「内臣僕」に相對していうようであり、これを金文中では多く單言して「臣」あるいは「僕」というとしている。

④董珊は前述したように「外」を動詞であると考えており、「藝」「臬」「設」と読み、「治」と訓じ、「治理」あるいは「設置」の類の意味であるという。そして、「外（設）臣僕」と読み、「臣僕を治理（あるいは設置）」することであると考えている。

⑩蔣書紅は、「臣僕」の義は「僕庸」と同じであると考えている。よって、「**罍**田臣僕」の意味は金文・典籍中に常見する「土田附庸」に類似するという。「**罍**田」を耕作する「臣僕」について、彼らは半獨立の人格を保有し、自らその私田を耕作することができ、これにより「**罍**田」の外に居住することができることから、「**罍**田」の外圍・付近・周圍の人であるという。「**罍**田外臣僕」の意味は「**罍**田外圍に居住する臣僕」であると考えている。⑧蔣書紅にも同様の言及がある。

⑫李春利は、金文中に見える外内の意は、貴族家族の内外の事を指すと指摘している。よって、外臣僕は采邑の勞働に従事する民であり、

家内に服務する家臣の臣僕と區別したと考えている。

金文に見える「外」については、毛公鼎（集成 2841・西周晚期）には「命女（汝）辭（又）我邦我家内外」【汝に命じて我が邦我が家の内外を又めしむ】や「冓（于）之庶出入事于外……」【之に于て庶の出入して外に使ひし……】他、數例見えており、蔡盨（集成 4340・西周晚期）には「死嗣王家内外」【王家の内外を死嗣せしむ】と見え、これらの他にも事例があるが、④董珊が考えるような動詞として使用されるものはないようである。「外」は毛公鼎や蔡盨等では、「内」に對する「外」の意で使われる。「外」と名詞を組み合わせた事例は、戎生鐘（新收 1613 - 1620・西周中期～春秋早期）に「用建于茲外土」【用て茲の外土に建つ】とあり、李學勤氏は「外土」は畿外の地を指すという（李學勤「戎生編鐘論釋」『文物』一九九九年第九期）。この事例から考えると、⑧・⑩蔣書紅のように「**田**田の外の臣僕」と讀まず、「外」は「臣僕」にかかり、「外臣僕」もしくは「外臣・僕」と讀む可能性もある。

しかし、「外臣僕」の語は金文・傳世文獻いずれにも見えない。また、「外臣」「臣僕」と連用する事例も金文では確認することができないが、同一銘文に「臣」と「僕」とが記述される事例は、前述した師獸盨に見える。

「臣」は、令鼎（集成 2803・西周早期）に「余其舍女（汝）臣卅家」【余、其れ汝に臣卅家を舍ふ。】、不嬰盨蓋（集成 4328、4329・西周晚期）に「白（伯）氏曰、不嬰、……易（賜）女（汝）弓一・矢束・臣五家・田十田」【伯氏曰はく、不嬰よ、……汝に弓一・矢束・臣五家・田十

田を賜ふ。】等のように、賜與されるもの一つとして記述されている。

また、大克鼎（集成 2838・西周晚期）には王が克に複数の田地を與えたことが記されているが、その一つに「易（賜）女（汝）井（邢）家芻田于噉、曰（以）卒（厥）臣妾」【汝に邢家の芻田を噉に賜ひ、厥の臣妾を以にす。】とあり、田と共に臣妾を與えられていることが分かる。このことは、臣は田において勞働を行っていたことを示していると考えられる。

「僕」は、伯克壺（集成 9725・西周晚期）に「白（伯）大師易（賜）白（伯）克僕卅夫」【伯大師、伯克に僕卅夫を賜ふ】、幾父壺（集成 9721、9722・西周中期）に「易（賜）幾父示奉六・僕四家・金十鈞」【幾父に示奉六・僕四家・金十鈞を賜ふ】とあり、「臣」と同様に賜與されていることが分かる。

以上から、「臣」「僕」は兩者ともに奴隸の事を指していると思われる。本器の「外」については、⑫李春利の指摘する通り、貴族の家の内外の事をいい、「外臣僕」は貴族の家の「外」のことである田土において耕作等の勞働に従事する奴隸を指している可能性が高い。よって、斷句については前述した①張光裕等に従う。

一部不明な部分もあるが、この部分は「貞（胥）朕采**田**・外臣僕」と讀み、「我が采**田**と（そこで勞働に従事する）外臣僕（奴隸）を管理せよ」の意であると考えておく。

次の句である「女（汝）母又（有）一不緝（聞）蔑（蔑）曆（歷）」も難解であり、文字の隸定や文の解釋、さらにはどの部分で文を區切

るのかについても見解が一致しない。

①張光裕は、「女母又一不」で斷句すると考え、「𠂔」が任務を執行する時にいかなる過ちもあからざることを強調するという。

②一蟲は、「又」字の下の横向の筆畫は「一」字ではなく、傷痕である可能性が高いという。上下の文義を連ねて文句を改めると、「…女母又不聞。蔑曆、…」とすることができると考えている。「女母又不聞」は「汝母有不聞」と讀むべきであり、器主を訓戒する辭であるという。

④董珊は、拓本と寫眞を見てみると、②一蟲が「一」字の存在に疑義を呈した張光裕氏の原釋「母又一不」四字は誤り無いとする。そして、「不」は「否」と讀み、「否」は常に「惡」「不善」と訓じるといふ。「汝母有一否」と前文の「汝母不善」の意味は同じであり、「不(否)」の否定對象は前文に見える「善」で、一不善あることなし・過失あることなし、という如きであると考えている。前述したように、この部分も過去の事を記述していると考えている。

⑥何景成は、①張光裕・④董珊の説を否定し、もし「汝母有一否」と讀むと、「汝母不善」と語意が重複するといひ、「聞」字の後で斷句する。

⑦蔣書紅・張雙喜・⑩蔣書紅は、「又一」と隸定する部分について、「又一」あるいは「又」とするのはみな誤りであるという。ここは「敢」あるいは「敢又」であると考える。その根據として、拓本中のこの部分分は、仔細に觀察すると、諸家がみな認定する「又」形「𠂔」の下には、依然として筆畫があるのがかすかに見える。「𠂔」の下には「𠂔」形

があつてこれと相連なり、「𠂔」を形成し、しかも「𠂔」下の左には

「𠂔」形があるが、その上の一横は模糊として缺失がある。この部分は「𠂔」と模寫することができ、まさに「敢」字と相似しているということと述べている。さらに、「敢」字の右下角の、ほぼ「敢」字中の「口」形と對應する位置に、まだ一つの「又」字が存在する可能性を指摘している。そして、文脈から見ると、「敢」あるいは「敢又」と隸定することは道理に合うといひ、②一蟲と⑥何景成の斷句に贊同する。(⑩蔣書紅の斷句と釋文は「……女(汝)母(無)敢(又(有)不聞。蔑曆、……」)

まず、「聞」について、人名であるのか、動詞であるのか判断するためにここで事例を確認する。「聞」は本器の第一形・第三形や聞尊のように人名に使われる事例がある。また、毛公鼎には、「聞」を「昏」と釋すと考えられる事例がある(毛公鼎の事例は諸説あり)。それ以外にも動詞として使われる場合も存在する。

者盞鐘(集成193 - 202・春秋早期)

……卑(俾)女(汝) 𠂔𠂔𠂔𠂔𠂔、𠂔𠂔𠂔𠂔、其甬(登)于上下、𠂔(聞)于四方……

【……汝をして𠂔𠂔𠂔𠂔、𠂔𠂔𠂔𠂔、其れ上下に登り、四方に聞せしむ。……】

大盂鼎(集成2837・西周早期)

……我聞、殷述(陟)令(命)、佳(唯)殷邊侯田𠂔(與)殷正百辟、

率肆(肆)于酉(酒)、古(故)喪白(師)……

【……我聞くに、殷の命を墜とせしは、唯れ殷の邊侯田と殷の正百辟と、率ひて酒に肆なちひたればなり。故に師を喪ふ。……】

者盞鐘は「(四方に)聞こえる」、大孟鼎は「聞く」の意味として使われる。その他、本器と類似した次のような事例もある。

逆鐘(集成60・63・西周晚期)

佳(唯)王元年三月既生霸庚申、弔(叔)氏才(在)大廟、弔(叔)

氏令(命)史盪召逆、弔(叔)氏若曰、逆、乃且(祖)考許政于公室、

今余易(賜)女(汝)盾五・錫戈彤沙(蘇)、用執于公室僕庸・臣妾・

小子室家、母(母)又(有)不聞智、敬乃矧(夙)夜、用豐(屏)

朕身、勿灋(廢)朕命、母(母)豕(墜)乃政……

【唯れ王の元年三月既生霸庚申、叔氏、大廟に在り。叔氏、史盪に命じて逆を召さしむ。叔氏若く曰はく、逆よ、乃の祖考、政を公室に許さる。今、余、汝に盾五・錫戈彤蘇を賜ふ。用て公室の僕庸・

臣妾・小子室家を執とべよ。聞智せざるに有る母かれ。乃の夙夜を

敬み、用て朕が身を屏とげ、朕が命を廢する勿く、乃の政を墜とす母

かれ、と。……】

宰獸簋(新收663・664・西周中期)

……王乎(呼)内史尹中(仲)册命宰獸曰、昔先王既命女(汝)、

今余唯或(又)隤(申)稟(就)乃命、更(賡)乃且(祖)考事、

執嗣康宮王家臣妾・夏章(庸)・外入(内)、母敢無聞曆(智)……

【……王、内史尹仲を呼び宰獸に册命せしめて曰はく、昔、先王既に汝に命ず。今、余唯れ又た乃の命を申就し、乃の祖考の事を賡ぎ、康宮王家の臣妾・夏庸・外内を執嗣せしむ。敢へて聞智する無き母かれ。……】

蔡簋(集成2310・西周晚期)

……王若曰、蔡、昔先王既令(命)女(汝)乍(作)宰、嗣王家、

今余佳(唯)隤(申)稟(就)乃令(命)也、令(命)女(汝)眾習、

執疋(胥)對各(格)、死嗣王家外内、母敢又(有)不聞、嗣百工、

出入(納)姜氏令(命)……

【……王若く曰はく、蔡よ、昔、先王既に汝に命じて宰と作し、王家を嗣らしむ。今、余唯れ乃の命を申就し、汝と習とに命じて、對格を執胥し、王家の外内を死嗣せしむ。敢へて聞せざること有る母かれ。百工を嗣り、姜氏の命を出納せよ。……】

逆鐘では「母又(有)不聞智」、宰獸簋では「母敢無聞曆(智)」、

蔡簋では「母敢又(有)不聞」と書かれ、前述した本器の「女(汝)

母不善」と同様、戒めの言葉として使われる。逆鐘の「母又(有)不

聞智」を馬承源氏は、『説文』耳部に「知、聞也」、「廣雅」釋詁三に「聞、

智也」といい、智は『釋名』釋言語に「知也、無所不知也」【知なり、

知らざる所無きなり】という。不聞智は、金文はあるいは不聞に作り、

すなわち不知であると指摘する(銘文選二七四、逆鐘)。また、蔡簋

の「母敢又（有）不聞」を白川靜氏は、職掌上のことはすべて奏上に聞すべきことを命じたもので、册命の語に添えていい、細大すべて祕悪することなく以聞せよの義であると考えている（通釋一三四、蔡毀）。

「緝（聞）」字の前の「一不」について、「一不」「一否」という言葉は、金文には見られない。「一否」は、傳世文獻では「一臧一否」（『春秋左氏傳』昭公五年）、「一共一否」（『春秋左氏傳』昭公十六年）、「泉一見一否、爲濊」（『爾雅』釋水）等を確認することができる。「一臧一否」は、④董珊が「一否」という言葉の存在の證據として挙げているが、「臧」は『説文』に「臧、善也」というように、「あるいは吉、あるいは凶」という意である。「一共一否」は、鄭の子産の言葉で、「夫大國之人、令於小國、而皆獲其求、將何以給之。一共一否、爲罪滋大。」【夫れ大國の人、小國に令して、皆其の求めを獲ば、將に何を以てか之を給せんとす。一は共し一は否らざれば、罪爲ること滋大なり。】といい、「時に大國の要求に應じ、時に應じることができなければ」の意である。「泉一見一否、爲濊」は、「泉のある時は水があり、ある時は涸れるものを、濊という」の意となる。これらの「一」字は、「或いは」「時には」という意味であり、本器銘文の「一」字をそのような意味とすることは難しい。また、傳世文獻の事例の「否」字は、その後ろにその前で記された言葉を省略し、その言葉の反対の意味を表している。金文における「不（否）」字の後に省略がある事例として、五祀衛鼎（集成2832・西周中期）に「正迺囈（訊）厲曰、女（汝）貯田不（否）」「正、迺厲に訊ねて曰はく、汝、田を貯ふるや否や、と。】といい、田を與えるか與えないかと尋ねている。本器でも假に省略があると考え

と、④董珊のいうように前文に見える「善」字であろうが、少なくとも金文においては、先に否定した言葉を後文で省略して再び否定する事例はない。また、「一」字ではなく、「敢」字であると考える⑦蔣書紅・張雙喜や⑩蔣書紅の説は、銘文の寫眞（⑩蔣書紅の發表されたウェブサイトに投稿された某氏の提供の寫眞参照）を確認する限り「一」字であり、「敢」字ではない。ここでの「一」は「一つ」の意である。「蔑（蔑）曆（歴）」については、「王蔑（蔑）敵曆（歴）」【王、敵の歴を蔑す】（敵簋、集成266・西周早期）・「穢（蔑）大曆（歴）」【大の歴を蔑す】（大簋、集成265・西周中期）・「長由蔑（蔑）曆（歴）」【長由蔑歴せらる】（長由盃、集成265・西周中期）等と書かれ、王のよりに蔑歴を行う者もしくは蔑歴される対象の者、さらにはその両者が記述されるが、両者が省略される事例も少数ながら存在する。

稿由（集成221・西周中期）

稿從師雖（雍）父、戍于古旨（師）、蔑（蔑）曆（歴）、易（賜）貝卅守……

【稿、師雍父に従ひ、古師に戍る。蔑歴せられ、貝卅守を賜ふ。……】

稿由では「蔑（蔑）曆（歴）」の前後に人名は現れず、文脈から考えると稿が蔑歴されたと見ることができ

る。ここまで、「女（汝）母又（有）一不緝（聞）蔑（蔑）曆（歴）」について検討を行ってきたが、斷句する箇所によって「一」として否有る

母かれ」もしくは「一として聞せざる可有る母かれ」というように、二通りに讀むことが可能である。以上に述べたことをまとめると、

一、「不聞智」「無聞曆(智)」「不聞」といった言葉が金文に存在する。
二、「不」「一否」という言葉が金文には見られない。傳世文獻の事例は本器とは異なる。

三、「蔑(蔑)曆(歴)」を行行者・行われる者共に省略されることがあった。

ということから、本稿では「緝(聞)」と「蔑(蔑)」の間で斷句し、第二形の「緝(聞)」は人名ではなく動詞であると考え、「女(汝)母又(有)一不緝(聞)」と讀んでおく。「緝(聞)」の意は、前述した馬承源氏がいわれるように「知」であろう。

本段では議論が多岐にわたったが、「余學(效)事、女(汝)母不善。貞(胥)朕采田・外臣僕、女(汝)母又(有)一不緝(聞)。」は、師多父の言葉であり、「余(師多父の自稱)は(聞の)職務を考査し、汝(聞)には不善がなかった。我が采田及び(そこで労働に従事する)外臣僕(奴隸)を管理せよ。汝には(職務上の事では)一つも知らないことがあってはならない。」という意味であると考ええる。

ここでは「采」が見えたが、『春秋公羊傳』襄公十五年の何休注に「所謂采者、不得有其土地人民、采取其租稅爾。【所謂采は、其の土地人民を有するを得ず、其の租稅を採取するのみ。】とある。采邑について、この言葉を巡って様々な解釋がなされてきた。采邑主である師多父はその臣下である間に采田と奴隸の管理を命じている。田は通常、庶人

がその使用権を持つと考えられる(木村秀海「西周時代の身分制」『關西學院史學』第三九號、二〇一二年参照)ことから、聞が管理する對象には庶人も含まれており、采邑主は土地と人民を支配していたことが分かる。

また、師多父はわざわざ「田」といい、「田」という地名を指示していることから、他所に同じような采を所有していた可能性もある。

蔑(蔑)曆(歴)、易(賜)馬乘・盞(象)官(帳)二

「蔑曆(蔑歴)」については先に一部を述べたが、その意味する所について佐藤信弥氏は、上司が賞賜に伴って部下や家臣の功績を、その父祖の事績と關係づけて褒賞し、君臣關係を確認する儀節であり、そのような行爲を集約した文書用語であったと指摘する。詳しくは、佐藤信弥「蔑歴新探」『古代文化』第五七卷第九号、二〇〇五年、のち「蔑歴の時代」と改題の上、同『西周期における祭祀儀禮の研究』朋友書店、二〇一四年に所収)を参照。ここでは、受動態の文となっており、聞が師多父に功績を褒賞されたことをいう。

聞は蔑歴されると共に「馬乘」と「盞官(帳)二」を賜與されている。「馬乘」について、①張光裕は馬四匹をいい、御車に用いるという。

他の金文においては、公臣簋(集成4184～4187・西周晚期)にも「馬乘」の語があり、克鐘(集成204～205・206～207・208・西周晚期)には「御車・馬乘」、格伯簋(匭生簋)(集成4262～4265・西周中期)には「良馬乘」という。傳世文獻では、『儀禮』聘禮に「馬乘」の語

があり、その鄭玄注に「乘、四馬也」という。

もう一つの賜與品である「蓋(豕) 官(幘)」について、③張光裕は、「蓋」字はしばらく隸定して「蓋」に作り、蓋方彝・方尊及び駒尊には、別に「蓋」字があり、みな人名として用いるという。①張光裕は、「官」は組となった車馬器中の一種の物件であり、「車幘」(車軾の覆い)の屬で、車輿と關係があるという。④董珊は、賞賜品として「蓋官」の言葉はすでに九年衛鼎(集成2831・西周中期)に見えるという。「幘」は車軾上の覆蓋物であり、金文には「虎官」一詞が常見し、「蓋」も動物の名である可能性があるが、その義は待考としている。また同時に、「蓋官」は豪猪(ヤマアラシ)の皮で作られた車軾の覆いを指すかとも疑っている。

「官」は、傳世文獻では幘・冪などと書かれ、『説文』「幘、幔也。从巾冥聲。周禮有幘人。」【幘、幔なり。巾に从ひ冥聲。周禮、幘人有り。】の段玉裁注に「謂冢其上也。周禮注曰、以巾覆物曰幘。」【其上を冢おほふを謂ふなり。周禮注曰はく、巾を以て物を覆ふを幘と曰ふ。】というように、「覆い布」のことである。

「蓋官(幘)」は、④董珊の指摘するように九年衛鼎(集成2831・西周中期)に見え、同銘文には他にも「虎官(幘)」「康官(幘)」という言葉が見られる。「虎官(幘)」は他に、毛公鼎(集成2811・西周晚期)や番生簋蓋(集成2326・西周晚期)等に「虎官(幘) 熏(纁) 裏」といい、それは虎の皮で作られた裏が薄い赤色の覆い布のことである。また、泉伯盃蓋(集成2302・西周中期)には「虎官(幘) 宰(朱) 裏」という語も見えている。馬承源氏は九年衛鼎の「康官(幘)」

の「康」については、『爾雅』釋獸「康、迅頭。」及びその郭璞注「今建平山中有康、大如狗、似獼猴、黃黑色、多髻鬣、好奮迅其頭、能舉石擗人、鬣類也。」【今の建平山に康有り、大いさは狗の如く、獼猴に似て、黃黑色、髻鬣多く、好く其の頭を奮迅し、能く石を擗おほげ人に擗ぐ、鬣の類なり。】を引用し、猿のことをいうと考えるようである。そして、「康官(幘)」は「用康的熟皮制作的幘」といい、猿の皮で作られた幘であると考ええる。また一説として、封豕(大きな豚)の屬であるとも述べている。同氏は「蓋官」については「蓋(豕) 官(幘)」と読み、豕皮で製作された車軾の覆いであり、蓋は豕と読み、猪(豕)の一種であるという(銘文選二〇三、九年衛鼎)。

「虎官(幘)」「康官(幘)」の事例から考えると、「蓋」も動物名であると考えられ、本稿では「蓋(豕) 官(幘)」と読み、豕の皮で作られた車馬などに使われる覆い布と考えておくが、他の動物の皮である可能性もある。

𪔑(聞) 擗(拜) 頤(稽) 首、𪔑(揚) 對朕臯尹休、用乍(作) 朕文考寶宗彝、孫子、其邁(萬) 年永寶。

「𪔑(揚) 對」について、①張光裕は、この言葉は珍しいとはいえず、その詞義は「對揚」と異ならないという。「對揚」は他に、鞮(近出二126・西周早期)にも見えており、「鞮」𪔑(揚) 對王「休」【鞮、王の休に對揚】(〇) 部分は文字が明らかでないため推測) という。通常は「對揚」と書かれる部分である。

「皇尹」は史獸鼎にも見える。

史獸鼎（集成 2778・西周早期）

尹令（命）史獸立工于成周、十又一月癸未、史獸獻工于尹、咸獻工、尹賞史獸鬲（裸）、易（賜）豕鼎一・爵一、對揚皇尹不（丕）顯休、用乍（作）父庚永寶障彝

【尹、史獸に命じて工を成周に立てしむ。十又一月癸未、史獸、工を尹に獻ず。咸く工を獻ず。尹、史獸に裸を賞し、豕鼎一・爵一を賜ふ。皇尹の不顯なる休に對揚して、用て父庚の永寶障彝を作る。】

⑤陳英傑は、史獸鼎の「皇尹」は前文の史獸に對して事を命じて賞賜した「尹」を指し、聞尊の用法とは別であるという。そして、聞尊の「皇尹」は、師獸簋（集成 4311・西周晚期）や幾父壺（集成 9721、9722・西周中期）に見える「皇君」の用法と同じであり、上司に對する尊稱で、「皇君」と讀むべきであり、聞は師多父の家臣であると指摘する。

陳英傑氏のいわれるように、「皇尹」は「皇君」と同じ用法であろう。ただし、「皇君」と書かれる事例の「皇」字下の文字については、すべて「口」字が付いた「君」となっているため、ここでは「皇尹」としておく。文脈から考えると、「皇尹」は師多父のことを指す。

「文考」は聞の父親のことをいう。「寶宗彝」は、小克鼎（集成 2796～2802・西周晚期）や異卣（集成 5372・西周中期）等にも見える。「孫子」は、「孫孫子子」の可能性もあるが、拓本が明らかでない

め重文符號は確認し難い。

「其邁（萬）年永寶」の「邁（萬）」字は研究者によって之繞の有無が異なるが、之繞があるように見える。

本段は、聞が皇尹（師多父）の恩寵に感謝し、聞の父親を祀る器（本器）を作り、子孫がこれを萬年までも寶物とするようにと述べたことを記している。

訓讀

唯れ十月初吉、辰は庚午に在り。師多父、聞に周に命じて曰はく、余事を效す。汝、不善あること母し。朕が采田・外臣僕を胥せよ。汝、一として聞せざること有る母かれ、と。蔑歴せられ、馬乘・象帛二を賜ふ。聞、拜して稽首し、朕が皇尹の休に揚對し、用て朕が文考の寶宗彝を作る。孫子、其れ萬年、永く寶とせよ。

現代語譯

十月初吉、辰は庚午にある。師多父は聞に周において命じて言う、「我は（聞の）職務を考查した。汝には、不善がなかった。我が采田と外臣僕（奴隸）を管理せよ。汝は（職務上の事では）一つも知らないことがあってはならない。」と。（聞は）功績を稱えられ、馬四匹と象帛（豕の皮で作られた覆い布）二つを賜った。聞は拜して稽首し、我が皇尹（師多父）の恩寵にこたえて、我が文考（聞の父親）の寶宗彝を作る。孫子は萬年までも永く寶とせよ。

（岡山大學大學院社會文化科學研究科客員研究員）